

消費増税、世帯タイプ別の影響

中低所得の子育て層は受け取り超に

本年10月に実施が予定されている消費増税に際しては、手厚い負担軽減策が講じられる。1世帯当たりのネットの平均負担増は、前回2014年の消費増税時には年15万円にも上ったが、今回は年3万円程度に抑えられる見込みである。もっとも、負担軽減策の効果は世帯タイプで大きく異なり、消費増税による負担増加は、年金世帯、単身勤労者世帯に集中する形となる。このため、企業としては今回の消費増税に際して、ネット受け取り超となる子育て世帯の特需発生、ネット負担増となる年金・単身勤労者世帯の支出抑制の両面で対策を講じ、増税によるマイナス影響を抑制することが重要である。

手厚い負担軽減策

10月の消費増税に際しては、手厚い負担軽減策が講じられる。前回14年の増税時の家計負担増が、個人消費を長期にわたり冷え込ませたとの反省からである。

前回は、消費増税に加え、厚生年金保険料の引き上げや年金給付の引き下げが実施された。さらに、政府による家計支援策も限られていた。

このため、マクロで見ると家計部門のネット負担増は7・9兆円に上った。これに対し、今回はネット1・4兆円の負担増加にとどまる見込みである。

具体的には、負担増加が消費税2割分5・7兆円、たばこ税や所得税見直しの影響0・6兆円の計6・3兆円であるのに対し、負担軽減は①軽減税率導入効果1・1兆円②年金生活者支援給付金0・5兆円③幼児

教育の無償化0・6兆円④高等教育の無償化0・5兆円、⑤プレミアム付き商品券0・1兆円⑥キャッシュレス決済ポイント還元0・2兆円など計4・9兆円となっている。

このため、前回は1世帯当たりで見たネット負担増が年15万円に上ったのに対し、今回は年3万円程度に抑えられる見込みである。もっとも、負担軽減策の効果は、すべての世帯に一律に及ぶわけでは

日本総合研究所調査部 主任研究員
小方尚子
おがた・なおこ 東京大教養卒。
89年三井銀行(現三井住友銀行) 入行と同時に三井銀総合研究所 (現日本総合研究所) 出向、01年4月より現職。05年3月法政大院修士課程(経済学)修了。

ない。そこで以下では、まず今回の消費増税の負担軽減策の概要を整理した上で、その効果を世帯タイプ別に試算してみた。

負担軽減策の内容

①軽減税率の導入

軽減税率は、現行税率と同じ8%であり、「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」に適用される。軽減税率の導入は「低所得者に配慮する観点から」実施される政策と位置付けられている。消費税の問題点としてよく指摘される、低所得者ほど税負担の収入比が大きくなる「逆進性」の緩和が目的である。

②年金生活者支援給付金

低年金者には、月5000円、年

【図表1】高等教育無償化の概要

年収 (万円)	学校		授業料等減免		給付型奨学金	
			入学金	授業料	自宅生	下宿生
270未満	国公立	大学	28	54	35	80
		短期大学	17	39		
		専門学校	7	17	上記の5~7割	
		高専	8	23		
	私立	大学	26	70	46	91
短期大学	25	62				
専門学校	16	59	上記の5~7割			
高専	13	70				
270~300未満	上記の3分の2					
300~380未満	上記の3分の1					
380以上	無し					

(注)年収は、両親・学生・中学生から成るモデル世帯の場合の目安金額。金額は概数。成績、出席率、進学目的等の要件を満たした場合。

(出所)文部科学省「高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要」

年収約270万円、380万円未満の世帯に

大学に通う下宿生の場合、入学年度は年間総額で187万円が支給上限額となる。

④高等教育の無償化は、低所得世帯の大学、短大、高専、専門学校の入学金と授業料が対象で、給付型奨学金も支給される(図表1)。例えば、私立大学に通う下宿生の場合、入学年度は年間総額で187万円が支給上限額となる。

進まない可能性がある。このため、

政府の想定通りであれば、世帯当たり5000円弱が還元されると試算される。しかし、予算の上限が不確定である上、決済手数料負担への懸念などを背景に中小企業で普及が

⑤プレミアム付き商品券
低所得世帯と3歳未満の子どもがいる世帯を対象に、400円の支払いで500円分の買い物ができる商品券を発行する。対象世帯は、最大2万円まで購入できるので、補助金額は最大5000円となる。利用可能期間は本年10月から来年3月までの6カ月間限定の措置である。

③幼児教育の無償化
幼児教育の無償化の対象は、すべての世帯の3~5歳の子どもの幼

稚園、保育所の利用料であり、住民税非課税の低所得世帯では、0~2歳児保育も対象となる。19年10月から実施される。
なお、これまでも、所得水準に定額が低いほど保育料は低く設定されてきた。例えば、生活保護世帯では無償化が完了している。また、保育園の場合、年収500万円世帯の第1子では、年間約50万円の負担であるのに対し、年収750万円世帯では同90万円となっている。標準利用料が上限となるが、これらが無償化されることで、幼児1人当たりの無償化の恩恵は、高所得世帯ほど大きくなる。

⑥キャッシュレス決済ポイント還元
サービスを含む中小小売店で消費者がキャッシュレス決済をすると、ポイントが還元される。還元率は、中小企業で5%、大手企業傘下のフランチャイズ店の場合は2%となる(図表2)。これは本年10月から来年6月までの9カ月間限定の措置となる。

【図表2】ポイント還元企業の消費税実負担率

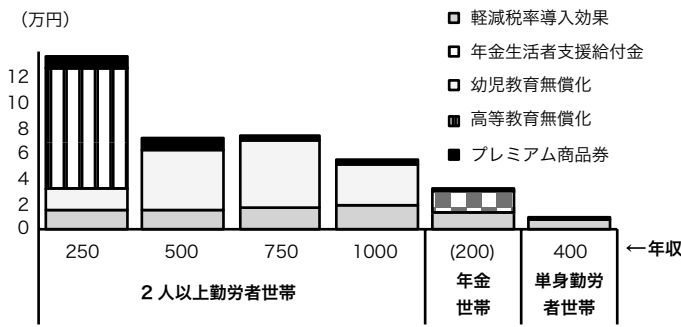
決済方法	現金	キャッシュレス		
		大企業	大企業 フランチャイズ店	中小企業
事業者	すべて	大企業	大企業 フランチャイズ店	中小企業
ポイント還元率	0%	0%	2%	5%
軽減税率対象品	8%	8%	6%	3%
軽減税率非対象品	10%	10%	8%	5%

(注)中小企業は、卸売業では資本金1億円以下または常用雇用者100人以下、小売業では資本金5,000万円以下または常用雇用者50人以下、サービス業では資本金5,000万円以下または常用雇用者100人以下、その他業種では資本金3億円以下または常用雇用者300人以下。

(出所)経済産業省「キャッシュレス・消費者還元事業 決済事業者向け登録要領のポイント」

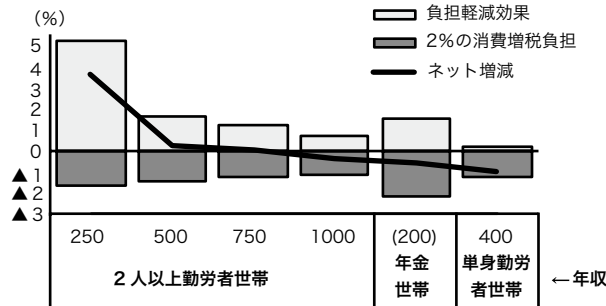
以下の試算では、この普及の遅れの可能性やデータの制約などから、この効果は除外した。
世帯タイプ別の負担軽減額
前記①~⑤の対策効果を世帯タイプ別に試算すると、最も負担軽減額が大きくなるのは、子どもがいる世帯を含む「2人以上の勤労者世帯」である(図表3)。これは、幼児教育と高等教育の二つの無償化政策の効果が大きいためである。
まず、幼児教育の無償化の効果に

【図表3】世帯タイプ別の負担軽減額(年額)



(注1) プレミアム商品券は6ヵ月限定の総額。
 (注2) 年金世帯は、世帯主が65歳以上無職の世帯。年収は推定。
 (注3) 教育無償化は、各世帯の年齢別・在学者別世帯員分布を基に1世帯当たりの平均対象者数を算出。
 (出所) 総務省「家計調査報告」、財務省「平成31年度予算のポイント」などを基に日本総合研究所作成

【図表4】世帯タイプ別の負担増減の可処分所得比



(注1) 消費増税負担は軽減税率導入効果を除く。
 (注2) 世帯区分は図表3に同じ。
 (出所) 総務省「家計調査報告」、財務省「平成31年度予算のポイント」などを基に日本総合研究所作成

ついで見ると、負担軽減額は年収750万円の世帯で年5万円、年収1000万円の世帯で年3万円となる。年収1000万円世帯では世帯当たりの幼児の人数が少ないため、平均で見た負担軽減額は年収750万円世帯を下回る。低所得世帯では、もともと保育料が低く抑えられていたため、幼児教育無償化の恩恵は小さい。例えば、年収250万円世帯では、負担軽減額は年2万円にも満た

ない。一方、高等教育の無償化の恩恵は、年収270万円未満の低所得世帯のみが享受し、年9万円の負担が軽減される。以上を踏まえると、2人以上の勤労者世帯では、所得階層別の負担軽減額が、年収250万円の世帯で年13万円と最も多くなり、高所得世帯のほぼ2倍に上る。これに対して、年金世帯と単身勤

労者世帯では、負担軽減効果は小幅となる見通しである。年金世帯のうち、低年金者には年6万円の年金生活者支援給付金が支給されるが、年金世帯全体の平均では、負担軽減額は軽減税率導入の効果を含めても年3万円にとどまる。さらに、単身勤労者世帯では、対象となる負担軽減策が軽減税率の導入のみに限られる。しかも、軽減対象とならない外食への支出比率が高いため、軽減税率の効果が小さくなり、負担軽減額は年1万円にとどまる。

世帯タイプ別のネット負担軽減額

所得比で見たネットの負担増減も、世帯タイプごとにはばらつきが表れる見通しである。年収1000万円未満の世帯は、負担軽減額が消費増税額を上回り、ネット上で受け取り超となる(図表4)。可処分所得比では、年収750万円世帯では0・1%、年収500万円世帯では0・3%と、ほぼ負担増を相殺する程度にとどまる。

個人消費への影響

こうした世帯間の所得増減の違いは、消費動向に影響を及ぼすとみられる。まず、可処分所得が増える年収250万円前後の2人以上の勤労者世帯では、増税後に消費が拡大する可能性が高い。一般に、所得が減少して家計が節約に走る場合、光熱費などの必需的な支出はさほど減らないものの、ぜいたく品など選択的支出は大きく減る傾向がある。消費総額が1%増加する場合は各費目の変化率を支出弾

一方、年収250万円世帯では3・6%と、家計収支に対するプラス影響が大きくなる。つまり、消費税の「逆進性」は、各種の負担軽減策により、2人以上の勤労者世帯に限ってみれば、政府の狙い通り緩和される見通しである。これとは対照的に、年金世帯では消費増税額が負担軽減額を上回るため、0・6%のネット負担超となる。さらに、単身勤労者世帯ではより負担が重く、1・0%のネット負担超となる。今回の消費増税による負担増は、年金世帯や単身勤労者世帯に集中する形である。

力性と呼び、例えば1・2%増える費目は、支出弾力性が1・2である」とされる。

この支出弾力性が高いものを年収250万円世帯について見ると、品目が限られる。所得水準が低く、消費額が限られるため、支出内容も必需品が中心となるためである。それでも、自動車関連、衣類、教育などは、支出弾力性が高つきりと1を超えている(図表5)。こうした品目を中心に需要が拡大する可能性がある。

一方、可処分所得が減少する年金世帯と単身勤労者世帯では、逆に支出弾力性が高い品目を中心に消費が下押しされることが懸念される。とりわけ年金世帯は、世帯数の急増を主因として、支出金額ベースでわが国消費全体の3割を占めるにいたっている。このため、シニアの消費抑制が顕著となる可能性がある。

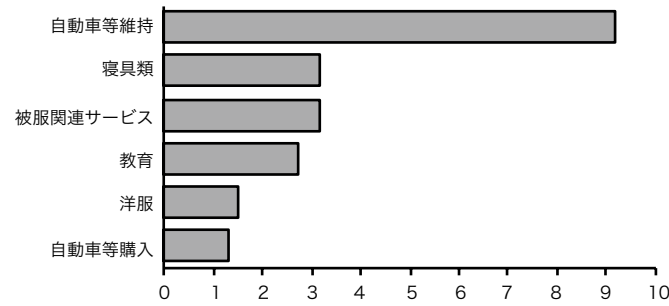
年金世帯で支出弾力性が高いものとしては、靴、身の回り用品のほか、嗜好性や機能性の高い食品、ゴルフ、ペット関連など一部の教養娯楽関連支出が挙げられる(図表6上)。このうち食品は、軽減税率の対象であるため、今回の消費増税によって購

入価格が上昇するわけではない。

しかし、高齢者世帯の食品支出の内容を見ると価格が高いものが多い(図表6下)。例えば、65歳以上世帯の購入単価が65歳未満世帯より1割以上高いものとしては、牛肉、緑茶、豆腐、豚肉、まぐろ、油脂、かに、たらこ、牛乳、コーヒーが挙げられる。このため、消費税の負担増加による実質購買力の低下を受けて、食品関連でも節約の動きが広がる可能性がある。

また、単身勤労者世帯で支出弾力性が高いのは、教養娯楽、衣類などファッション関連、インテリア関連、食、酒

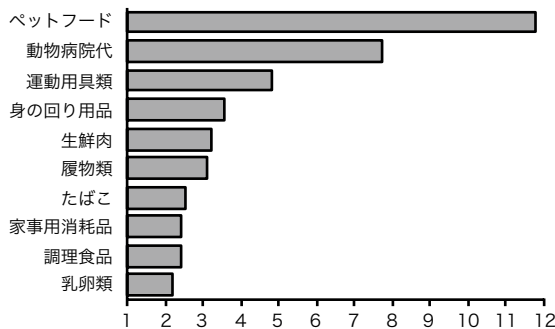
【図表5】年収250万円2人以上勤労者世帯の支出弾力性



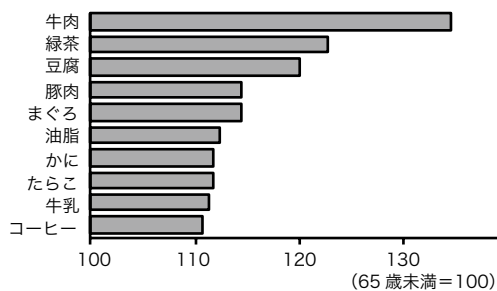
(注1)総消費が1%増加した際の費目別支出増加率。
(注2)年収250万円2人以上勤労者世帯の2000~18年データより算出。
(出所)総務省「家計調査報告」を基に日本総合研究所作成

【図表6】世帯主65歳以上世帯の消費

【支出弾力性が高いもの】



【購入単価が高いもの】



(注1)総消費が1%増加した際の費目別支出増加率。
(注2)2人以上世帯の2000~18年データより算出。2000~14年は70歳以上。
(出所)総務省「家計調査報告」を基に日本総合研究所作成

類などとなっている。こうした消費増税に伴う消費下押し影響が想起される企業では、さまざまな消費増税対策が進んでいくとみられる。前回14年には、増税に合わせて新商品投入や商品・サービスの仕様変更を実施し、商品の目新しさ、新機能への注目度アップ、割安感の演出などにより、消費増税に伴う悪影響を緩和しようとする動きが広がった。実際、スーパーなどでは、新商品の投入が購入単価の押し上げにつながった。

今回も同様の動きが広がると予想される。一方、ネットで受け取り超となる低所得の2人以上の勤労者世帯は、消費シェアが2%程度と小さいものの、消費増税下でも売り上げ拡大が期待できる層である。需要増が期待される分野の企業は、メリハリのあつていくことが重要となろう。